

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成22年3月4日(2010.3.4)

【公表番号】特表2006-503618(P2006-503618A)

【公表日】平成18年2月2日(2006.2.2)

【年通号数】公開・登録公報2006-005

【出願番号】特願2004-543878(P2004-543878)

【国際特許分類】

A 6 1 B 1/24 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B 1/24

【誤訳訂正書】

【提出日】平成22年1月14日(2010.1.14)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

患者の口腔内で歯科処置を行なうための、コードレスな歯科用ミラーアセンブリであつて、

前記ミラーアセンブリが、ハンドル部とヘッド部とを有してなり、

前記ヘッド部が、

ステーターと回転駆動磁石とを含む電気的ブラシレスモーターを内包するハウジングと

、ローターシャフトと、該ローターシャフトに取付けられた、回転プレートと、前記回転駆動磁石とを含むローターアセンブリと、

上部に反射面を有し、磁性ディスクまたは強磁性ディスクからなる、実質的に平面的な第2部材と、

前記第2部材の磁性ディスクまたは強磁性ディスクと、前記ローターアセンブリに取り付けられた磁石部品とを有すると共に、前記ローターアセンブリに対して前記第2部材を着脱自在に取付けるための取付部材とを含み、該取付部材は前記第2部材とともに回転し

、前記ハンドル部が、前記ブラシレスモーターにエネルギーを供給するためのバッテリーを内包することを特徴とするミラーアセンブリ。

【請求項2】

少なくとも2つの玉軸受を含み、前記ハウジングに対する前記ローターアセンブリの相対的回転のために前記ハウジングに対して前記ローターアセンブリを支持するための軸受手段をさらに有することを特徴とする請求項2に記載のミラーアセンブリ。

【請求項3】

前記磁石部品が前記ハウジング上に配置されていることを特徴とする請求項1または2に記載のミラーアセンブリ。

【請求項4】

前記磁石部品が電磁石であることを特徴とする請求項3に記載のミラーアセンブリ。

【請求項5】

前記軸受手段が、少なくとも1つのバネ座金を含み、前記少なくとも1つのバネ座金が前記少なくとも2つの玉軸受間に配置され、前記少なくとも2つの玉軸受を互いから軸方

向に離隔させることを特徴とする請求項2から4のいずれか1項に記載のミラーアセンブリ。

【請求項6】

前記ミラーの作業域を照らすための少なくとも1つの光源をさらに含み、前記作業域が前記反射面から0.5~5cm延びることを特徴とする請求項1から5のいずれか1項に記載のミラーアセンブリ。

【請求項7】

前記少なくとも1つの光源が、前記ヘッド部に対する第1の位置と前記ヘッド部に対する第2の位置との間で可動式であり、第1および第2の位置の各々が照明軸の両側で光照射野を規定し、各照明軸が互いに対して角度を成していることを特徴とする請求項6に記載のミラーアセンブリ。

【請求項8】

少なくとも2つの独立した光源を含み、各光源が照明軸の両側で光照射野を有し、前記照明軸が互いに対して角度を成していることを特徴とする請求項1から5のいずれか1項に記載のミラーアセンブリ。

【請求項9】

前記照明軸間の角度が少なくとも45°であることを特徴とする請求項8に記載のミラーアセンブリ。

【請求項10】

前記照明軸間の角度が少なくとも90°であることを特徴とする請求項9に記載のミラーアセンブリ。

【請求項11】

前記独立した光源の機能を1つずつ選択するためのスイッチ手段をさらに含むことを特徴とする請求項9に記載のミラーアセンブリ。

【請求項12】

前記光源がLEDであることを特徴とする請求項11に記載のミラーアセンブリ。

【請求項13】

前記LEDを冷却するための前記ハンドル部内に位置する冷却手段をさらに含むことを特徴とする請求項12に記載のミラーアセンブリ。

【請求項14】

前記LEDを冷却するための前記ハンドル部内に位置する冷却手段をさらに含み、前記冷却手段がヒートパイプを含むことを特徴とする請求項12に記載のミラーアセンブリ。

【請求項15】

前記ハウジングがベース部およびキャップ部を含むことを特徴とする請求項1に記載のミラーアセンブリ。

【請求項16】

前記キャップ部が前記ベースに密閉され、前記ハンドルに連通している密閉室をその間に作成することを特徴とする請求項15に記載のミラーアセンブリ。

【請求項17】

前記第2部材が平面と、前記平面に従属する第1の円筒壁面とを含み、前記円筒壁が第1の直径を有することを特徴とする請求項15に記載のミラーアセンブリ。

【請求項18】

前記ハウジングが、前記ベース部から離れる方向に延びる第2の円筒壁を含み、前記第2の円筒壁が第2の直径を有することを特徴とする請求項15に記載のミラーアセンブリ。

【請求項19】

前記第1の直径が前記第2の直径よりも小さく、前記第1の円筒壁が前期第2の円筒壁内に嵌め込まれるようになっていることを特徴とする請求項18に記載のミラーアセンブリ。

【請求項20】

前記第2部材の前記平面が前記反射面であることを特徴とする請求項17に記載のミラーアセンブリ。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0032

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0032】

図4および図5は、ローターアセンブリ30および第2部材18の取付部材の別の実施形態を示す。図4および図5では、磁石部品42がローターアセンブリ30に取付けられている。図4および図5に示されている実施形態は、結果としてわずかに重いローターをもたらす。この追加の重量は、わずかに高いモーター出力を必要としうる。図4の実施形態においては、第2部材は実質的に図2に示されているものとほぼ同じである。図5では、第2部材18は、図2に示されているように下方従属壁70を有さない実質的に平面的な部材である。この場合、第2部材18は、磁性または強磁性ディスクで製造され、その上面層に付着または接着したミラー層を有する。しかし、図5に示されている第2部材18の利点は、従属壁70を生成する必要なしに、第2部材は比較的安価に製造されうることである。

【誤訳訂正3】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0033

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0033】

図6および図7は、第2部材18の他の実施形態を示す。図6では、反射面20は第2部材18を形成する材料の上部に直接付着されているが、図7では、反射面20は、最初に第2部材18の残りから分離し、反射面の生成後にそれに結合されるガラス、プラスチック、または金属で製造されうる基材21上に付着されている。

【誤訳訂正4】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0052

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0052】

かかる機械的接続が図14に示されている。図14では、ローターシャフト250は中空であり、ネジ山253を含有する中央軸穴251を含有する。第2部材218は、雄ネジ257を有するシャフト255を含む。シャフト255は、シャフト255のネジ山257とともに中空シャフト250へ挿入され、シャフト250の雌ネジ253に係合できる。この場合、第2部材218は略平面を含み、これに反射面が取付けられている。反射面は付着によって取付けられ、もしくはシャフト255に取付けられた平面に接着または付着された別個の基材であり、または反射面は研磨され、もしくは他の様式で平面上に直接生成してもよい。

【誤訳訂正5】

【訂正対象書類名】図面

【訂正対象項目名】図2

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【図2】

